

第2章 橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入って以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、教育委員会がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡衙の倉庫群であることが判明した。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡衙の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を市議会に提出し、翌年度に市議会で趣旨採択された。また、川崎市教育委員会はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成17（2005）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台北遺跡－第1～8次発掘調査報告書－』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡衙跡の一部である国有地1,645.25㎡を買収等により公有地化し、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。

また、平成23（2011）年度に、たちばな古代の丘緑地に隣接する農地で共同住宅の建設が計画され、正倉群等の郡衙関連遺構を現状保存することが困難になったことから、本市として、①橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める、②橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める、③国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る、という3点を橘樹郡衙跡保存活用の基本的な考え方として政策決定した。その決定を受け、平成24（2012）年度に川崎市土地開発公社によって当該農地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡衙跡を国指定史跡として保存・活用していく取組を進めた。

こうした中、文化庁からは、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡衙跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であることから、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡衙跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すことにし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得、本市教育委員会からの史跡指定申請書提出、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成26（2014）年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

(2) 指定説明文とその範囲

説明：標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦などから、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

（所在地）神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

（地 域）415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、422番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3

（所在地）神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

（地 域）416番2、416番3、426番4、426番5、416番6、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415番8と同416番5に挟まれ同417番5と同425番3に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417番1と同420番1に挟まれ同417番3と同420番2に挟まれるまでの道路敷、同420番1と同421番1に挟まれ同420番2と同421番2に挟まれるまでの道路敷、同422番1と同422番2に北隣する道路敷を含む

